

○政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程

平成七年十二月二十日議会訓令甲第二号

改正

平成一三年一二月二一日議会訓令甲第二号

平成一四年 三月二九日議会訓令甲第三号

平成一六年 三月二四日議会訓令甲第二号

平成一八年 五月 九日議会訓令甲第二号

平成一九年 九月二一日議会訓令甲第四号

平成二二年 二月二三日議会訓令甲第一号

平成二三年 二月二五日議会訓令甲第一号

平成二九年 三月三一日議会訓令甲第三号

令和 三年 三月三一日議会訓令甲第五号

政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程を次のように定める。

政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年群馬県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書及び資産等補充報告書)

第二条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第二条第一項第五号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

3 条例第二条第一項第五号の株券は、資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

4 条例第二条第一項第六号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

5 条例第二条第一項第六号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

6 条例第二条第一項第六号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

7 条例第二条第一項第六号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第三条 条例第二条第一項の資産等報告書は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、別記様式第二号によるものとする。

(所得等報告書)

第四条 条例第三条第一号ロの群馬県議会議長（以下「議長」という。）が定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第五条 条例第三条の所得等報告書は、別記様式第三号によるものとする。

2 条例第三条の所得等報告書の提出は、確定申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第六条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第七条 条例第四条の関連会社等報告書は、別記様式第四号によるものとする。

(期限の特例)

第八条 条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）の提出の期限が、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第十六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(資産等報告書等の訂正)

第九条 資産等報告書等を訂正しようとする場合には、群馬県議会議員は、議長に訂正届（別記様式第五号）を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(資産等報告書等の閲覧)

第十条 条例第五条第二項の規定による資産等報告書等の閲覧は、当該資産等報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から、することができる。ただし、

その日が休日に当たるときは、その翌日から閲覧をすることができるものとする。

- 2 条例第五条第二項の規定により資産等報告書等の閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（別記様式第六号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 条例第五条第二項の規定による資産等報告書等の閲覧は、議長が指定する場所及び時間内にしなければならない。
- 4 資産等報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 5 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 第二項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第五条第二項の規定による資産等報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成八年一月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 条例附則第二項の規定により提出する資産等報告書については、第二条、第三条第一項及び第八条から第十条までの規定を準用する。

附 則（平成十三年十二月二十一日議会訓令甲第二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日議会訓令甲第三号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十四日議会訓令甲第二号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月九日議会訓令甲第二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十一日議会訓令甲第四号）

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十三日議会訓令甲第一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十五日議会訓令甲第一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日議会訓令甲第三号）

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日議会訓令甲第五号）

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

資 産 等 報 告 書

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

[illegible]

注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

（1）自動車

種	類	数	量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

（2）船舶

種	類	数	量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

（3）航空機

種	類	数	量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

資 産 等 補 充 報 告 書

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額

円

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額

円

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

（1）自動車

種	類	数	量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

（2）船舶

種	類	数	量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

（3）航空機

種	類	数	量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

年 月 日

所得等報告書

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

- 注 1 4 月 1 日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

年 月 日

訂 正 届

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員

政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程第 9 条の規定に基づき、次のとおり訂正届を提出します。

訂 正 す る 報 告 書	訂 正 箇 所

別記様式第6号（規格A4）（第10条関係）

閱 覧 請 求 書

整 理 番 号			
住 所			
氏 名		電 話 番 号	
職 業 又 は 所 属 団 体 等	※		
閲覧を請求する 報 告 書			
閱 覧 日 時	年 月 日 : ~ :		
担 当 者 名	受 付		終 了

- 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 ※の欄は差し支えなければ御記入願います。